



南あわじ市・洲本市小中学校組合告示第1号

令和8年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月16日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

管理者 守本 憲弘



記

1 期 日 令和8年2月26日(木) 午前10時

2 場 所 南あわじ市役所 本館4階議場

令和8年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会付議事件一覧

令和8年2月16日 現在

番 号	件 名
議案 1	令和7年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第1号)
議案 2	令和8年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算
議案 3	南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

令和8年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月26日（木）
午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和7年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第2号 令和8年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 一般質問

令和7年度

一般会計補正予算書

(第1号)

南あわじ市・洲本市小中学校組合

議案第 1 号

令和 7 年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南あわじ市・洲本市小中学校組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 6, 8 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合
管理者 守 本 憲 弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		172,559	△5,049	167,510
	1 分担金	172,559	△5,049	167,510
6 繰越金		1	5,617	5,618
	1 繰越金	1	5,617	5,618
歳 入 合 計		206,316	568	206,884

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 教育費		186,060	568	186,628
	1 教育総務費	95,635	△148	95,487
	2 小学校費	33,705	358	34,063
	3 中学校費	56,720	358	57,078
歳 出 合 計		206,316	568	206,884

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	172,559	△5,049	167,510
6 繰越金	1	5,617	5,618
歳入合計	206,316	568	206,884

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育費	186,060	568	186,628				568
歳出合計	206,316	568	206,884	0	0	0	568

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 分担金	172,559	△5,049	167,510	1 分担金	△5,049	南あわじ市 洲本市
合 計	172,559	△5,049	167,510			△5,750 701

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	5,617	5,618	1 繰越金	5,617	前年度繰越金
合 計	1	5,617	5,618			5,617

3 歳 出

(款) 3 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 教育振興費	69,803	△148	69,655				△148	1 報酬	955	会計年度任用職報酬 会計年度任用職報酬	955 955
								4 共済費	49	会計年度任用職共済費 会計年度任用職 労災保険料 会計年度任用職 雇用保険料	49 3 46
								19 扶助費	△1,152	小中学校就学援助費	△1,152
合計	95,635	△148	95,487				△148				

(款) 3 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	18,763	358	19,121				358	1 報酬	281	会計年度任用職報酬 会計年度任用職報酬	281 281
								4 共済費	72	会計年度任用職共済費 会計年度任用職 共済組合費 会計年度任用職 社会保険料 会計年度任用職 労災保険料 会計年度任用職 雇用保険料	72 23 20 5 24
								8 旅費	5	費用弁償	5
合計	33,705	358	34,063				358				

(款) 3 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	44,226	358	44,584				358	1 報酬	281	会計年度任用職報酬 会計年度任用職報酬	281 281
								4 共済費	72	会計年度任用職共済費 会計年度任用職 共済組合費 会計年度任用職 社会保険料 会計年度任用職 労災保険料 会計年度任用職 雇用保険料	72 22 20 5 25
								8 旅費	5	費用弁償	5
合計	56,720	358	57,078				358				

給 与 費 明 細 書

1、一 般 職

(1) 総 括

ア、会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	9	18,184		5,603	23,787	2,742	26,529	
補 正 前	9	16,667		5,603	22,270	2,657	24,927	
比 較	0	1,517		0	1,517	85	1,602	

職員手当 等の内訳	区 分	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補 正 後				2,862	2,405
	補 正 前				2,862	2,405
	比 較				0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

ア、会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料 及 び 報 酬	1,517	給与改定に伴う増減分	1,517	給与改定、最低賃金引き上げによる増額	
		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	0	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

令和8年度

一般会計予算書

南あわじ市・洲本市小中学校組合

議案第2号

令和8年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算

令和8年度南あわじ市・洲本市小中学校組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ219,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月26日 提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合
管理者 守本 憲弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		179,185
	1 分担金	179,185
2 使用料及び手数料		392
	1 使用料	392
3 国庫支出金		177
	1 国庫補助金	177
4 県支出金		2,826
	1 県補助金	2,536
	2 県委託金	290
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		9,416
	1 雑入	9,416
8 組合債		28,000
	1 組合債	28,000
歳 入 合 計		219,998

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		811
	1 議会費	811
2 総務費		1,030
	1 総務管理費	960
	2 監査委員費	70
3 教育費		199,689
	1 教育総務費	104,830
	2 小学校費	59,226
	3 中学校費	35,633
4 公債費		17,468
	1 公債費	17,468
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		219,998

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		
				償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	28,000	証書借入または証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	20	3	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または許可等により繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	179,185	172,559	6,626
2 使用料及び手数料	392	445	△53
3 国庫支出金	177	142	35
4 県支出金	2,826	2,141	685
5 寄附金	1	1	0
6 繰越金	1	1	0
7 諸収入	9,416	8,527	889
8 組合債	28,000	22,500	5,500
歳入合計	219,998	206,316	13,682

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	811	811	0				811
2 総務費	1,030	1,050	△20				1,030
3 教育費	199,689	186,060	13,629	3,003	28,000	9,808	158,878
4 公債費	17,468	17,395	73				17,468
5 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳出合計	219,998	206,316	13,682	3,003	28,000	9,808	179,187

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 分担金	179,185	172,559	6,626	1 分担金	179,185	南あわじ市 167,211 洲本市 11,974
合 計	179,185	172,559	6,626			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 教育使用料	392	445	△53	1 教育施設使用料	392	小学校体育施設使用料 73 中学校体育施設使用料 319
合 計	392	445	△53			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 教育費国庫補助金	177	142	35	2 小学校費補助金	108	特別支援教育就学奨励費補助金 108
				3 中学校費補助金	69	特別支援教育就学奨励費補助金 34 要保護生徒援助費補助金 35
合 計	177	142	35			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 教育費県補助金	2,536	2,061	475	1 小学校費補助金	600	小学校体験活動事業補助金 600
				2 中学校費補助金	1,002	トライやる・ウィーク推進事業補助金 300 わくわくオーケストラ教室バス利用補助事業補助金 61 スクールソーシャルワーカー配置事業補助金 244 中学校部活動指導員配置事業補助金 397
				3 教育総務費補助金	934	スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金 234 不登校児童生徒支援員配置事業補助金 700
合 計	2,536	2,061	475			

(款) 4 県支出金 (項) 2 県委託金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 教育費県委託金	290	80	210	1 教育総務費委託金	290	地域人材を活用したひょうご学び支援事業委託金 80 キャリア教育実践研究充実事業委託金 210
合計	290	80	210			

(款) 5 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄附金	1	1	0	1 一般寄附金	1	一般寄附金 1
合計	1	1	0			

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
合計	1	1	0			

(款) 7 諸収入 (項) 1 雑入

1 雑入	9,416	8,527	889	1 雑入	9,416	日本スポーツ振興センター保護者負担金 (小) 118 日本スポーツ振興センター保護者負担金 (中) 47 わくわくオーケストラ保護者負担金 31 雇用保険個人負担分 94 電話使用料 3 太陽光発電売電代 26 学校教材費等徴収金 9,097
合計	9,416	8,527	889			

(款) 8 組合債 (項) 1 組合債

1 教育債	28,000	22,500	5,500	1 学校教育債	28,000	義務教育施設整備事業 28,000
合計	28,000	22,500	5,500			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	811	811	0				811	1 報酬	715	議員報酬 議員報酬	715 715
								9 交際費	20	議長交際費	20
								10 需用費	10	消耗品費	10
								11 役務費	66	通信運搬費 その他手数料	3 63
合 計	811	811	0				811				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	960	980	△20				960	1 報酬	434	委員報酬 公務災害補償審査委員及び認定 委員 行政不服審査会委員 個人情報保護審査会委員 情報公開審査会委員 非常勤職員報酬 非常勤職員報酬	219 78 47 47 47 215 215
								4 共済費	15	地方公務員災害補償費 地方公務員災害補償基金負担金	15 15
								5 災害補償費	1	委員公務災害損害補償金	1
								8 旅費	20	費用弁償	20
								9 交際費	20	管理者交際費	20
								11 役務費	20	通信運搬費	20
								12 委託料	450	例規データベース更新委託料	450
合 計	960	980	△20				960				

(款) 2 総務費

(項) 2 監査委員費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	70	70	0				70	1 報酬	70	委員報酬 監査委員	70 70
合計	70	70	0				70				

(款) 3 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	791	790	1				791	1 報酬	699	委員報酬 教育委員	699 699	
								8 旅費	14	費用弁償	14	
								9 交際費	40	教育長交際費	40	
								10 需用費	5	消耗品費 食糧費	3 2	
								11 役務費	4	通信運搬費	4	
								18 負担金補助及び交付金	29	負担金 兵庫県市町村教育委員会連合会 負担金	29 29	
2 事務局費	25,524	25,042	482				25,524	11 役務費	156	振込手数料	156	
								18 負担金補助及び交付金	25,368	負担金 事務費負担金 事務局職員人件費負担金	25,368 942 24,426	
3 教育振興費	78,515	69,803	8,712	2,042			94	76,379	1 報酬	14,782	会計年度任用職報酬 会計年度任用職報酬	14,782 14,782
									3 職員手当等	5,396	会計年度任用職手当 期末手当 勤勉手当	5,396 2,930 2,466
									4 共済費	3,253	会計年度任用職共済費 会計年度任用職 共済組合費 会計年度任用職 社会保険料 会計年度任用職 労災保険料 会計年度任用職 雇用保険料	3,253 1,151 1,759 74 269
									7 報償費	176	講師等謝礼	176

(款) 3 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							8 旅費	625	費用弁償	625
							10 需用費	323	消耗品費 修繕料	123 200
							11 役務費	356	講師等手数料 害虫駆除手数料 資格受験手数料	220 100 36
							12 委託料	1,098	教育用コンピュータ保守管理委託料 小中学校教職員健康診査委託料 小中学校児童生徒尿検査委託料 小中学校1年生心臓検診委託料 小学校就学前幼児健康診断委託料 児童生徒結核二次健診委託料	20 460 185 321 102 10
							13 使用料及び賃借料	1,624	車借上料 電算機器借上料 施設使用料及び入場料 システム等使用料 著作権使用料	140 1,393 16 11 64
							17 備品購入費	1,180	施設用備品購入費	1,180
							18 負担金補助及び交付金	44,696	負担金 市学校保健会負担金 不登校対策事業負担金 学校運営支援対策事業負担金 防災ジュニアリーダー養成事業負担金 学校徴収金システム等負担金 教育指導員人件費負担金 教育情報システム保守管理事業負担金 学ぶ楽しさ支援センター事業負担金 高速複合機貸借事業負担金 学校司書人件費負担金	44,599 25 2,222 864 21 509 822 19,015 3,942 1,195 1,470

(款) 3 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									高齢者等元気活躍推進事業負担金	87
									口座振替手数料負担金	47
									GIGAスクール構想事業負担金	14,380
									補助金	97
									小中学校研究事業等補助金	97
							19 扶助費	5,006	小中学校就学援助費	4,705
									小中学校特別支援教育就学奨励費	301
合計	104,830	95,635	9,195	2,042		94	102,694			

(款) 3 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	44,071	18,763	25,308		22,100	102	21,869	1 報酬	3,611	非常勤職員報酬	646
										内科医	199
										歯科医	199
										眼科医	99
										薬剤師	50
										耳鼻科医	99
										会計年度任用職報酬	2,965
										会計年度任用職報酬	2,965
								3 職員手当等	1,149	会計年度任用職手当	1,149
										期末手当	624
										勤勉手当	525
								4 共済費	744	会計年度任用職共済費	744
										会計年度任用職 共済組合費	264
										会計年度任用職 社会保険料	403
										会計年度任用職 労災保険料	15
										会計年度任用職 雇用保険料	62
								8 旅費	138	費用弁償	138
								10 需用費	9,816	消耗品費	1,321
										燃料費	59
										食糧費	41
										印刷製本費	97
										光熱水費	5,368

(款) 3 教育費

(項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									修繕料	2,930
							11 役務費	671	通信運搬費	242
									クリーニング代	50
									植木等剪定手数料	187
									廃棄処分手数料	15
									水質検査手数料	21
									設備等点検手数料	50
									損害保険料	106
							12 委託料	2,434	警備保障委託料	303
									空調機・冷凍冷蔵機器定期点検業務委託料	90
									特定建築物等定期点検報告委託料	350
									消防設備等保守点検委託料	165
									エレベーター保守点検委託料	555
									デマンド監視業務委託料	86
									電気保安業務委託料	185
									プール施設保守管理委託料	99
									貯水槽保守点検及び清掃委託料	67
									遊具等保守点検委託料	20
									内科検診委託料	116
									歯科検診委託料	109
									眼科検診委託料	100
									耳鼻科検診委託料	39
									設計監理委託料	150
							13 使用料及び賃借料	265	土地借上料	63
									車借上料	6
									施設用器具等借上料	25
									テレビ受信料	22
									施設使用料及び入場料	149
							15 原材料費	175	運動場等整備用材料費	175
							17 備品購入費	359	施設用備品購入費	359
							18 負担金補助及び交付金	24,709	負担金	24,709
									小学校校長会負担金	50

(款) 3 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									小学校教頭会負担金	22	
									小学校教科等研究会負担金	34	
									小学校設置校関係負担金	3	
									学校施設整備事業負担金	24,600	
2 教育振興費	15,155	14,942	213	600		5,276	9,279	7 報償費	96	講師等謝礼	96
								8 旅費	114	費用弁償	114
								10 需用費	6,762	消耗品費	6,162
										食糧費	560
										修繕料	40
								11 役務費	522	楽器点検等手数料	138
										損害保険料	282
										その他手数料	102
								13 使用料及び賃借料	855	車借上料	349
										ライセンス使用料	506
								17 備品購入費	976	教材用備品購入費	552
										図書購入費	424
								18 負担金補助及び交付金	5,830	負担金	4,630
										小学校体育関係負担金	555
										小学校文化関係負担金	202
										外国人講師招致事業負担金	3,008
										外国語活動支援員人件費負担金	865
										補助金	1,200
										小学校体験活動事業補助金	1,200
合計	59,226	33,705	25,521	600	22,100	5,378	31,148				

(款) 3 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	24,757	44,226	△19,469		5,900	319	18,538	1 報酬	3,611	非常勤職員報酬	646
										内科医	199
										歯科医	199
										眼科医	99
										薬剤師	50

(款) 3 教育費

(項) 3 中学校費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									耳鼻科医 99	
									会計年度任用職報酬 2,965	
									会計年度任用職報酬 2,965	
							3 職員手当等	1,149	会計年度任用職手当 1,149	
									期末手当 624	
									勤勉手当 525	
							4 共済費	740	会計年度任用職共済費 740	
									会計年度任用職 共済組合費 262	
									会計年度任用職 社会保険料 401	
									会計年度任用職 労災保険料 15	
									会計年度任用職 雇用保険料 62	
							8 旅費	107	費用弁償 107	
							10 需用費	8,596	消耗品費 1,794	
									燃料費 37	
									食糧費 21	
									印刷製本費 63	
									光熱水費 5,263	
									修繕料 1,418	
							11 役務費	612	通信運搬費 221	
									クリーニング代 70	
									植木等剪定手数料 120	
									廃棄処分手数料 35	
									水質検査手数料 21	
									設備等点検手数料 50	
									損害保険料 95	
							12 委託料	2,458	警備保障委託料 340	
									空調機・冷凍冷蔵機器定期点検業務委託料 173	
									特定建築物等定期点検報告委託料 490	
									消防設備等保守点検委託料 121	
									エレベーター保守点検委託料 594	
									デマンド監視業務委託料 86	
									電気保安業務委託料 159	
									プール施設保守管理委託料 99	

(款) 3 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									貯水槽保守点検及び清掃委託料	74	
									内科検診委託料	54	
									歯科検診委託料	47	
									眼科検診委託料	43	
									耳鼻科検診委託料	28	
									設計監理委託料	150	
								13 使用料及び賃借料	42	車借上料	3
										施設用器具等借上料	17
										テレビ受信料	22
								15 原材料費	332	運動場等整備用材料費	331
										学校管理用材料費	1
								17 備品購入費	270	施設用備品購入費	270
								18 負担金補助及び交付金	6,840	負担金	6,840
										中学校校長会負担金	60
										中学校教頭会負担金	19
										中学校教科等研究会負担金	40
										中学校設置校関係負担金	2
										生徒関係負担金	109
										水路清掃負担金	10
										学校施設整備事業負担金	6,600
2 教育振興費	10,876	12,494	△1,618	361		4,017	6,498	7 報償費	132	講師等謝礼	132
								8 旅費	63	費用弁償	63
								10 需用費	5,176	消耗品費	5,028
										修繕料	148
								11 役務費	262	楽器点検等手数料	140
										損害保険料	122
								13 使用料及び賃借料	1,522	車借上料	1,099
										ライセンス使用料	423
								17 備品購入費	678	教材用備品購入費	243
										図書購入費	240
										吹奏楽備品購入費	195

(款) 3 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金補助 及び交付金	3,043	負担金 外国人講師招致事業負担金 補助金 トライやる・ウィーク推進事業 補助金 島外選手派遣補助金	2,408 2,408 635 600 35
合計	35,633	56,720	△21,087	361	5,900	4,336	25,036			

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	16,866	16,866	0				16,866	22 償還金 利子及び 割引料	16,866	組合債償還元金	16,866
2 利子	602	529	73				602	22 償還金 利子及び 割引料	602	組合債償還利子	602
合計	17,468	17,395	73				17,468				

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1,000	1,000	0				1,000				
合計	1,000	1,000	0				1,000				

給 与 費 明 細 書

2、一 般 職

(1) 総 括

ア、会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	9	20,712		7,694	28,406	4,240	32,646	
前 年 度	9	16,667		5,603	22,270	2,657	24,927	
比 較		4,045		2,091	6,136	1,583	7,719	

職員手当 等の内訳	区 分	地 域 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	本 年 度					4,178	3,516
	前 年 度	336				2,862	2,405
	比 較	△ 336				1,316	1,111

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

ア、会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料 及 び 報 酬	4,045	給与改定に伴う増減分	4,045	給与改定、最低賃金引き上げによる増額	
		普通昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	2,091	制度改正に伴う増減分	2,091	期末手当、勤勉手当の支給率の改定	
		その他の増減分			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
電 子 黒 板 導 入 事 業	13,000	令和4年度 ～ 令和7年度	9,552	令和8年度	1,393				1,393

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和6年度末現在高	令和7年度末現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末現在高見込額
			令和8年度中借入見込額	令和8年度中元金償還見込額	
義務教育施設整備事業	134,886	140,521	28,000	16,866	151,655

議案第 3 号

南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協
議会等条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

南あわじ市・洲本市小中学校組合
管理者 守 本 憲 弘

南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 号

南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和2年南あわじ市・洲本市小中学校組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第18条 略 (庶務) 第19条 調査委員会の庶務は、南あわじ市総務企画部総務課において処理する。 第20条以下 略</p>	<p>第1条～第18条 略 (庶務) 第19条 調査委員会の庶務は、南あわじ市総務部総務課において処理する。 第20条以下 略</p>	

○南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例

令和2年2月13日
条例第14号

目次

- 第1章 総則(第1条)
第2章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会(第2条―第8条)
第3章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対応委員会(第9条―第15条)
第4章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題調査委員会(第16条―第20条)
第5章 雑則(第21条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合(以下「組合」という。)が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進を図り、並びに必要な事項を協議する。

(組織及び委員)

第4条 連絡協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 神戸地方法務局洲本支局長
- (2) 兵庫県中央こども家庭センター洲本分室課長
- (3) 南あわじ警察生活安全課長
- (4) 南あわじ市人権教育研究協議会代表
- (5) 南あわじ市青少年補導委員会代表
- (6) 南あわじ市連合PTA会長
- (7) 南あわじ市小中学校長会代表
- (8) 南あわじ市青少年育成センター所長
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係人の出席)

第7条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対応委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定及び法第28条第1項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対応委員会(以下「対応委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 対応委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ防止基本方針に基づく組合におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う方策に関すること。

(2) 法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

(組織及び委員)

第11条 対応委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 兵庫県中央子ども家庭センター洲本分室臨床心理士

(4) 淡路教育事務所スクールソーシャルワーカー

(5) 組合立小学校及び中学校スクールカウンセラー

(6) その他教育委員会が必要であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(臨時委員)

第12条 教育委員会は、対応委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要であると認める者を教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会議)

第13条 対応委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 対応委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 対応委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第14条 対応委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(準用)

第15条 [第4条第4項](#)から[第6項](#)までの規定、[第5条](#)及び[第7条](#)の規定は、対応委員会について準用する。この場合において、[第5条](#)中「連絡協議会」とあるのは「対応委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、[第7条](#)中「連絡協議会」とあるのは「対応委員会」と読み替えるものとする。

第4章 南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題調査委員会

(設置)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第17条 調査委員会は、管理者の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織及び委員)

第18条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、弁護士、精神科医その他の学識経験者のうちから南あわじ市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(庶務)

第19条 調査委員会の庶務は、南あわじ市総務企画部総務課において処理する。

(準用)

第20条 [第4条第4項](#)から[第6項](#)までの規定、[第5条](#)、[第7条](#)及び[第13条](#)の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、[第5条](#)中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、[第7条](#)中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、[第13条](#)中「対応委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、対応委員会又は調査委員会(この項において「連絡協議会等」という。)の運営に関し必要な事項は、連絡協議会にあっては会長が、対応委員会及び調査委員会にあっては委員長が、それぞれ連絡協議会等に諮って定める。

附 則